

チマキザサ再生委員会規約

(設置)

第1条 左京区北部の花脊・別所地域等に分布するチマキザサの復活を目指し、関係団体等が相互に連携し、情報を共有し、並びに横断的な連絡調整及び協議を行うことにより、チマキザサの復活に向けた総合的な取組を推進するため、「チマキザサ再生委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(事業)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) チマキザサ再生に向けた保全及び調査
- (2) チマキザサ再生に向けた機運醸成及び啓発活動
- (3) チマキザサ再生に向けた生産・流通モデルの確立
- (4) チマキザサ再生に向けた担い手の支援に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる団体等の代表者等をもって構成する。

- (1) 花脊自治振興会
 - (2) 別所自治振興会
 - (3) 花脊別所チマキザサグループ
 - (4) チマキザサ再生研究会
 - (5) 左京区役所
 - (6) 京都市関係局
 - (7) 元京都市未来まちづくり100人委員会「山紫水明の京都」チーム
 - (8) 祇園祭山鉾連合会
 - (9) 前各号に掲げる団体のほか、委員会が必要と認める関係団体
- 2 委員会は、オブザーバーを置くことができる。
- 3 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員・役割)

第4条 委員会には次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会計監査は、左京区長及び委員の互選による者で構成され、委員会の業務及び会計を監査し、委員会に報告する。

(役員任期)

- 第5条 役員任期は、2年とし、毎年度3月31日までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。
 - 3 役員は任期を終了しても、後任役員が就任するまでその職務を引き続き行うものとする。

(会議の成立及び議決)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長及びその職務を代行する者が在任しないときの委員会は、左京区長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数でこれ

を決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 3 会議に出席できない委員は、書面をもって表決し、または他の委員にその権限を委任すること、もしくはその所属する団体の者を代理出席させ、その権限を委任することができる。この場合において、前項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により、委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。この場合、第2項の規定は、これを準用する。

(作業部会)

第7条 第3条の事業の円滑な推進を図るため、委員長は委員会に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会には部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選によるものとし、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 4 作業部会は部会長が招集する。ただし、部会長が在任しないときの作業部会は、委員長が招集する。

(会計)

第8条 委員会が行う事業に必要な経費は、京都市からの補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 会計に関する規定は、別にこれを定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を、左京区役所内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別途委員長が定める。

(規約の変更)

第10条 規約を変更するときは、会議において、出席した委員の過半数の議決を経なければならない。

(守秘義務)

第11条 委員は、守秘義務を指定した事項を秘密として保持するものとし、第1条に掲げる目的以外で使用しないとともに、第三者に開示しないものとする。ただし、委員会において委員の承諾を得た場合、又は法令等の定めにより開示が必要となる場合はこの限りではない。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この規約は、令和3年8月12日から施行する。

附則

この規約は、令和5年1月18日から施行する。